

# 裁判員裁判における殺人罪の刑期判断基準

柴田 守

## 目 次

第1章 はじめに

第2章 分析の手続

第1節 対象の選定

第2節 量刑因子及びカテゴリーの設定

第3節 データの収集及び分析の方法

第3章 分析の結果と考察

第1節 単純集計による分析の結果

第2節 数量化理論第I類による分析の結果と考察

第4章 総括と今後の課題

## 第1章 はじめに

裁判員裁判における量刑判断モデルは、「①犯罪行為を確定することによって法定刑という第一次的な刑の枠組みを導き、②次に、当該行為が行為としてどのような社会的類型に属するかを明らかにすることによって、法定刑の幅の中で例えば上限に近いところに分布する事案なのか、あるいは下限に近いところに分布する事案なのか、その位置付けを定めて一定の幅に絞り込み、③最後に、行為の社会的類型に比べれば周辺の・付随的な諸事情を考慮することによって、一定の幅の中から宣告刑を決定する」というものである<sup>(1)</sup>。このモデルはこれまでの量刑実務に沿って構築されたものであり<sup>(2)</sup>、実務でもほぼ定着している（大阪高判平成25年2月26日判タ1390号375頁<sup>(3)</sup>、東京高判平成28年6月30日判時2345号113頁、判タ1438号124頁、高刑集（平28）号106頁<sup>(4)</sup>）<sup>(5)</sup>。この点について、学説ではまだ十分な議論がなされていないが、有力な学説は、これとほぼ同様のモデルに立っている<sup>(6)</sup>。

この量刑判断モデルを単純な数学モデルに置き換えると、以下のようになる。仮に量刑をFとした場合、これは、犯情による数量（得点）Faと、一般情状による数量（得点）Fbの和によって構成されるので、

$$F = Fa + Fb \cdots \cdots (1)$$

となる。

犯情による数量（得点）Faは、その因子xと、各因子の重みwの総和であるから、

$$Fa = x_1w_1 + x_2w_2 + x_3w_3 \cdots \cdots x_{(n-1)}w_{(n-1)} + x_nw_n = \sum_{i=1}^n x_iw_i \cdots \cdots (2-1)$$

となり、一般情状による数量（得点）Fbも同様に、その因子yと、各因子の重みwの総和であるから、

$F_b = y_1w_1 + y_2w_2 + y_3w_3 \cdots y_{(n-1)}w_{(n-1)} + y_nw_n = \sum_{i=1}^n y_iw_i \cdots (2-2)$   
となる。

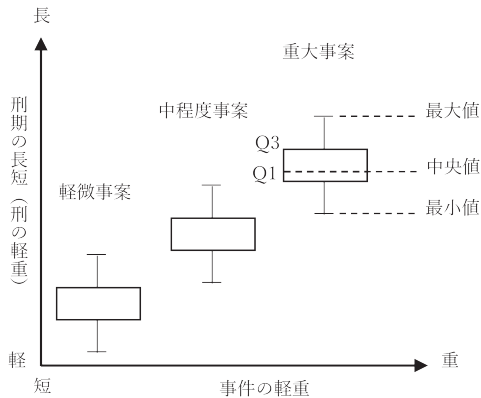
よって、量刑  $F$  は、

$$F = \sum_{i=1}^n x_iw_i + \sum_{i=1}^n y_iw_i \cdots (3)$$

となる<sup>(7)</sup>。

ところで、この量刑判断モデルは、対象となる事件が属する社会的類型（刑事学的類型）を、過去の宣告刑の分布をもとにした量刑傾向の大枠内において、「軽微」、「中程度」、「重大」などに分類することになるので、枠が狭まり、量刑傾向の大枠から軽い方向で踏み出す場合には、そのしきい値（ $\theta$ ）が厳格に反応し、結局のところ、一般情状（ $F_b$ ）に関する量刑因子があまり影響しないのではないかという疑念が生ずる<sup>(8)</sup>。裁判所は度数分布表で見ているようであるが、統計学的に言えば、箱ひげ図で見るほうが適切である。箱ひげ図は、最小値、最大値、中央値及び平均値、下位データの中央値である第一・四分位数（ $Q_1$ ）、上位データの中央値である第三・四分位数（ $Q_3$ ）によって示されるものである。図 1 は、X軸に事件の軽重、Y軸に刑期の長短（刑の軽重）をとって、事案の軽重別の箱ひげ図を仮説的に描いたものである。しきい値（ $\theta$ ）を最小値もしくは下位データの中央値である第一・四分位数（ $Q_1$ ）にも設定した場合、一般情状の数量（得点） $F_b$ （2-2式）は、しきい値（ $\theta$ ）を超えないものに制限され、その考慮は微調整に過ぎなくなるのである<sup>(9)</sup>。一般情状を適切な形で評価するためにも、単に宣告刑の分布から量刑傾向の大枠を決めるのではなく、宣告刑から計算した量刑因子及びそのカテゴリーの重み（ $w$ ）のレンジを分析して、それをもとに各量刑因子のしきい値（ $\theta$ ）も設定しておく必要があると思われる<sup>(10)</sup>。

図1 量刑傾向の箱ひげ図 [仮説]

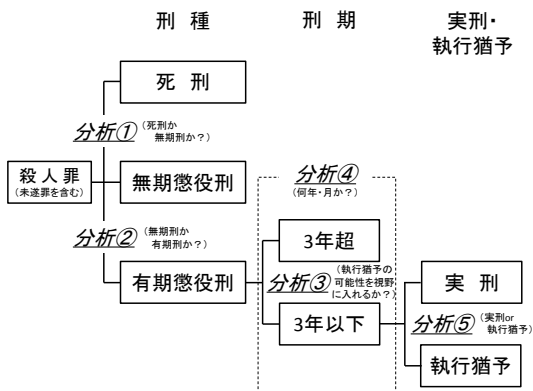


出典 拙稿「判批」判例時報2371号（判例評論714号）（2018年）175頁（29頁）。

量刑因子及びそのカテゴリーの重み ( $w$ ) は、限定的なサンプルから算出された固定的な係数ではなく、学習データ（裁判例）の蓄積から統計的機械学習のアルゴリズムによって日々最適化されていくものである。よって、これからは、多少変動するなかでのレンジを設定していくことが大切となってくる。

そこで、本稿では、量刑因子及びそのカテゴリーの重み ( $w$ ) のレンジを分析・検討する際に必要となってくる「基点」について、これまでの裁判員裁判例から統計手法を用いて分析してみたいと思う。本分析の素材とするのは、殺人罪である。殺人罪は、量刑の実証研究の対象として一般的である上、また、**図2**に示したように、量刑上の選択肢が多く、（併合罪などの場合）処断刑・宣告刑の刑期の幅も広くなる。ここでは、特に、宣告刑の刑期判断に的を絞って、分析を試みる。

図 2 殺人罪の量刑上の選択肢



## 第 2 章 分析の手続

### 第 1 節 対象の選定

本分析の対象としたのは、株式会社TKCのローライブラリーで提供されているLEX/DBインターネットに2016年9月11日の時点で収録されていた殺人被告事件で、第一審において有罪となり、有期懲役刑（実刑）に処された事案300件である。これは、以下の条件で選定した。

- ①LEX/DBインターネットの判例総合検索のフリーキーワード欄に「『殺人』 and 『裁判員裁判』」と入力してヒットした888件を抽出した。
- ②888件のなかから、「『殺人被告事件』 and 『第一審』 and 『有罪』」に該当する事案を抽出した（なお、殺人から認定替えされた事案は除外した）。
- ③上記②で選定した事案のなかから、「『有期懲役刑（実刑）』」が選択された事案を抽出した。

対象とした事案300件について、被告人ごとにデータをまとめた（共同被告

事件は、300件中10件であった)。この結果、データは312例となった。この312例を本分析の対象とした。

## 第2節 量刑因子及びカテゴリーの設定

量刑因子及びそのカテゴリーは、株式会社TKCのローライブラリーで提供されている刑事事件量刑データベースにおいて設定されているものを参考にして、以下のとおり設定した(括弧〔 〕内がカテゴリーである)。設定した量刑因子の数は41で、それらのカテゴリーを合計すると133となる。分析上、以下の(1)から(14)までを「殺人既遂に関する犯情」に、(15)から(21)までを「犯行後の行為」に、(22)から(41)までを「一般情状」に分類した。

### 【殺人既遂に関する犯情】

- (1) 被害者との関係〔〈親〉、〈子〉、〈配偶者(内縁を含む)〉、〈その他の親族〉、〈交際相手〉、〈元配偶者・元交際相手〉、〈友人・知人〉、〈勤務先関係〉、〈関係なし〉、〈その他・不明〉]
- (2) 死亡者数〔〈死亡(1名)〉、〈死亡(2名)〉、〈死亡(3名以上)〉]
- (3) 共犯関係〔〈単独犯〉、〈共犯：主導的立場〉、〈共犯：従属的立場〉、〈共犯：幫助犯〉]
- (4) 動機〔〈怨恨〉、〈嬰兒殺〉、〈介護疲れ〉、〈無理心中〉、〈家族関係(その他)〉、〈けんか〉、〈金銭トラブル〉、〈男女関係〉、〈保険金〉、〈憤怒〉、〈自己保身・発覚のおそれ〉、〈無差別殺人〉、〈わいせつ目的〉、〈背景なし・不明〉、〈その他〉]
- (5) 凶器等〔〈自動車〉、〈薬物・毒物〉、〈刃物類〉、〈ひも・ロープ類〉、〈棒状の凶器〉、〈銃〉、〈凶器なし〉、〈その他〉]
- (6) 犯行場所〔〈被告人住居内〉、〈被害者住居内〉、〈その他屋内〉、〈乗り物

内)、〈路上・駐車場〉、〈その他屋外〉]

- (7) 精神症状 [〈うつ病〉、〈パーソナリティ障害〉、〈統合失調症〉、〈発達障害〉、〈その他の精神症状〉、〈なし〉]
- (8) 心神耗弱 [〈あり〉、〈なし〉]
- (9) 過剰防衛 [〈あり〉、〈なし〉]
- (10) 被害者の落ち度 [〈あり〉、〈なし〉]
- (11) 飲酒 [〈あり〉、〈なし〉]
- (12) 薬物 [〈あり〉、〈なし〉]
- (13) 計画性 [〈あり〉、〈なし〉]
- (14) 組織性 [〈あり〉、〈なし〉]

#### 【犯行後の行為】

- (15) 罪証隠滅行為 [〈あり〉、〈なし〉]
- (16) 死体損壊 [〈あり〉、〈なし〉]
- (17) 死体遺棄 [〈あり〉、〈なし〉]
- (18) 放火 [〈あり〉、〈なし〉]
- (19) 窃盗・詐欺（未遂も含む） [〈あり〉、〈なし〉]
- (20) 逃亡 [〈あり〉、〈なし〉]
- (21) その他犯行後の行為 [〈あり〉、〈なし〉]

#### 【一般情状】

- (22) 前科・前歴 [〈あり（同種事案含まず）〉、〈あり（同種事案含む）〉、〈なし〉、〈言及なし〉]
- (23) 累犯前科 [〈あり〉、〈なし〉、〈言及なし〉]
- (24) 服役歴 [〈あり〉、〈なし〉、〈言及なし〉]
- (25) 反省 [〈あり〉、〈なし〉、〈言及なし〉]
- (26) 謝罪 [〈あり〉、〈なし〉、〈言及なし〉]



- (27) 示談 [〈成立〉、〈未成立〉、〈言及なし〉]
- (28) 損害賠償 [〈意思あり〉、〈一部済み〉、〈全部済み〉、〈なし〉、〈言及なし〉]
- (29) 被害者感情 [〈宥恕〉、〈一部宥恕〉、〈処罰〉、〈言及なし〉]
- (30) 自首 [〈あり〉、〈言及なし〉]
- (31) 通報 [〈あり〉、〈言及なし〉]
- (32) 再犯可能性 [〈高い〉、〈低い〉、〈言及なし〉]
- (33) 更生可能性 [〈あり〉、〈言及なし〉]
- (34) 社会的影響 [〈あり〉、〈言及なし〉]
- (35) 高齢 [〈あり〉、〈言及なし〉]
- (36) 若年 [〈あり〉、〈言及なし〉]
- (37) 真相解明の協力 [〈あり〉、〈言及なし〉]
- (38) 同情の余地 [〈あり〉、〈言及なし〉]
- (39) 不遇 [〈あり〉、〈言及なし〉]
- (40) 身元引受け・更生支援体制 [〈あり〉、〈言及なし〉]
- (41) その他の一般情状 [〈あり〉、〈言及なし〉]

量刑因子及びそのカテゴリーの設定と選択基準に関して、ここでは特に説明を要すると思われるものをピックアップして、補足的に説明しておきたいと思う。

【殺人既遂に関する犯情】に関して、被害者との関係（１）は、２人以上殺害している場合には、犯情の最も重い事案を主たる被害者として選択することにした（重さを判断し得ない場合には、犯行の状況から主たる被害者を選択することにした）。死亡者数（２）は、殺人によって死亡した人数をカウントすることにした。動機（４）は、犯行の状況から主たる動機を１つだけ選択することにした。凶器等（５）は、凶器を複数使用している場合には、犯行の状況

から、死因につながった凶器を1つだけ選択することにした。犯行場所（6）は、被告人と被害者の同一住居であった場合には、すべて〈被告人住居内〉として選択することにした。精神症状（7）は、複数の精神症状に該当する場合には、判決書の文脈のなかで犯行の背景にあると判断されるものを1つだけ選択することにした。

【犯行後の行為】に関して、刑事事件量刑データベースでは自由記述の形が採られているが、本分析では、対象とした全312例の自由記述の結果から、罪証隠滅行為（15）、死体損壊（16）、死体遺棄（17）、放火（18）、窃盗・詐欺（未遂も含む）（19）、逃亡（20）、その他犯行後の行為（21）という7つの量刑因子に整理した。一般的には、（16）、（17）、（18）、（19）は犯情に、（15）、（20）は一般情状に分類される。ただ、統計解析上は分類する必要が乏しいことから、ここでは、犯情を殺人既遂に関するものに限定して「殺人既遂に関する犯情」とし、「一般情状」とも区別した「犯行後の行為」として分類した次第である。

【一般情状】に関して、量刑上、なされていないことにも意味を持つ前科・前歴（22）、累犯前科（23）、服役歴（24）、反省（25）、謝罪（26）、損害賠償（28）には、〈言及なし〉とは区別した、〈なし〉というカテゴリーを設定した。また、一般的に被告人に有利な事情として判決書で挙げられることの多い、自首（30）、通報（31）、更生可能性（33）、高齢（35）、若年（36）、真相解明の協力（37）、同情の余地（38）、不遇（39）、身元引受け・更生支援体制（40）は、判決書のなかで言及があった場合に〈あり〉を選択することにした。

### 第3節 データの収集及び分析の方法

データの収集は、判決書全文を1つずつ読んで、それに記述されている内容をもとに、1例ずつ、宣告刑の刑期を入力して、すべての量刑因子のカテゴリーを選択するという方法で行った。これについては、2段階の方式を採って

いる。第1段階として、筆者が作成したExcelデータベースのフェイスシートに、判決書全文から抜き取って箇条書きで入力していく作業を行った。この作業は、筆者と2名の研究アシスタントで行った。入力上の誤りや入力者の主観などが加わらないようにするため、1度目に入力した者とは別の者が、再度、判決書全文を読み、入力内容に誤りがないかをチェックするという体制を採った。その上で、第2段階として、筆者が再度、判決書全文を1つずつ読んで、第一段階で入力した内容も手がかりにして、宣告刑の刑期を入力して、各量刑因子のカテゴリーを選択するという作業を行った。

分析は、まず、宣告刑の刑期及び各量刑因子のカテゴリーについて単純集計を行った（この集計においては、IBM社のSPSS Statistics 24を使用した）。それを踏まえて、次に、数量化理論第I類による分析を行った（分析には、エスミ社の数量化理論Ver.4.0を用いた）。従属変数は宣告刑の刑期（月に換算）で、説明変数は上記の第2節で挙げた41アイテム（量刑因子）・133カテゴリーである。

なお、数量化理論第I類による分析においては、該当数が5例以下のカテゴリーを他のカテゴリーに統合するなどの方法により30通りぐらいのパターンを試した。該当数の少なさが結果にどのような影響を与えているかを検証するためである。ただ結果的に、第2節で挙げた41アイテム（量刑因子）・133カテゴリーをすべて説明変数として採り入れたパターンが、現状では最も説得的なモデルとなった。そこで、本分析ではこのパターンを採用した次第である。

### 第3章 分析の結果と考察

#### 第1節 単純集計による分析の結果

まずは、本分析の対象に関する単純集計の結果を、宣告刑の刑期、殺人既遂

に関する犯情、犯行後の行為、一般情状に分けて見ていきたいと思う。

### 第1項 宣告刑の刑期

表3は、対象とした312例の宣告刑を刑期別にカウントしたものである[SA]。最小値は〈懲役2年〉であり、最大値は〈懲役30年〉である。殺人罪の法定刑の下限である懲役5年を下回る事例は24例（7.7%）であった。他方で、懲役20年超は43例（13.8%）であった。

平均値は月に換算すると170.23月であり、だいたい懲役14年弱ということになる。中央値は月換算で168.00月であり、これもちょうど懲役14年であった。最頻値は〈懲役17年〉である。

表3 宣告刑の刑期

		SA				SA	
宣告刑の刑期①	月換算	N	%	宣告刑の刑期②	月換算	N	%
懲役2年	(24月)	1	0.3	懲役16年	(192月)	17	5.4
懲役2年6月	(30月)	6	1.9	懲役17年	(204月)	27	8.7
懲役3年	(36月)	6	1.9	懲役18年	(216月)	21	6.7
懲役3年6月	(42月)	2	0.6	懲役19年	(228月)	12	3.8
懲役4年	(48月)	7	2.2	懲役20年	(240月)	11	3.5
懲役4年6月	(54月)	2	0.6	懲役21年	(252月)	3	1.0
懲役5年	(60月)	8	2.6	懲役22年	(264月)	4	1.3
懲役5年6月	(66月)	2	0.6	懲役23年	(276月)	5	1.6
懲役6年	(72月)	13	4.2	懲役24年	(288月)	3	1.0
懲役6年6月	(78月)	1	0.3	懲役25年	(300月)	3	1.0
懲役7年	(84月)	9	2.9	懲役26年	(312月)	4	1.3
懲役7年6月	(90月)	2	0.6	懲役27年	(324月)	3	1.0
懲役8年	(96月)	12	3.8	懲役28年	(336月)	6	1.9
懲役9年	(108月)	16	5.1	懲役30年	(360月)	12	3.8
懲役10年	(120月)	12	3.8				
懲役10年6月	(126月)	1	0.3	宣告刑の刑期 (月換算)	平均値		170.23
懲役11年	(132月)	6	1.9		中央値		168.00
懲役12年	(144月)	18	5.8		最頻値		204
懲役13年	(156月)	19	6.1		最小値		24
懲役14年	(168月)	19	6.1		最大値		360
懲役15年	(180月)	19	6.1				

### 第2項 殺人既遂に関する犯情

表4は、【殺人既遂に関する犯情】に関する量刑因子のカテゴリ該当数をカウントしたものである[SA]。

被害者との関係（１）については、〈友人・知人〉が最も多く16.0%、次いで、〈その他・不明〉が15.4%であった。家族関係は48.4%（151例）で、全体のほぼ半数を占める。最も多いのが〈配偶者（内縁を含む）〉で14.1%、次いで、〈子〉（13.8%）、〈親〉（11.2%）という順であった。

死亡者数（２）は、〈死亡（１名）〉が全体の９割超を占め、〈死亡（２名）〉が19例（6.1%）、〈死亡（３名以上）〉が２例（0.6%）であった。死亡者数が複数名である場合には無期懲役や死刑が選択される可能性が高くなることから<sup>(11)</sup>、有期懲役に占める割合が高くならなかったものと推察される。

共犯関係（３）は、〈単独犯〉が86.2%で、〈共犯〉は13.8%（43例）であった。その内訳は、〈主導的立場〉が7.1%、〈従属的立場〉が6.4%、幫助犯が0.3%であった。

動機（４）は、上位５位までを列举すると、〈憤怒〉（15.7%）、〈家族関係（その他）〉（15.4%）、〈怨恨〉（13.5%）、〈男女関係〉（11.9%）、〈その他〉（11.5%）の順であった。〈無理心中〉（33例・10.6%）を含めると、これらで約４分の３（245例・78.5%）を占める。

凶器等（５）は、〈刃物類〉が最も多く37.5%、次いで〈ひも・ロープ類〉（18.9%）であった。〈銃〉は９例（2.9%）である。〈凶器なし〉の事例は48例（15.4%）であった。

犯行場所（６）は、〈被告人住居内〉が最も高く45.2%、次いで、〈その他屋内〉（17.0%）、〈被害者住居内〉（16.3%）であった。前述したように、被告人と被害者が同一住居である場合には、〈被告人住居内〉を選択することにしたため、〈被告人住居内〉の比率が最も高くなっている。〈乗り物内〉は4.5%で、〈路上・駐車場〉を含めた屋外での犯行は、17.0%（53例）であった。

精神症状（７）は、犯行時に何らかの精神症状があった事例を精神症状別にかウントしたものである。犯行時に何らかの精神症状があった事例は、全体の

約4分の1であった(74例・23.7%)。〈パーソナリティ障害〉が15例(4.8%)、〈うつ病〉が14例(4.5%)、〈統合失調症〉が12例(3.8%)、〈発達障害〉が4例(1.3%)であった。

心神耗弱(8)であると認定された事例は、9例(2.9%)であった。この9例について、精神症状(7)との関係をカウントしたところ、〈統合失調症〉が6例、〈うつ病〉が2例、〈パーソナリティ障害〉が1例であった。

過剰防衛(9)であったと認定された事例は、2例(0.6%)であった。

被害者の落ち度(10)があったと認定された事例は、2例(0.6%)であった。

飲酒(11)した状況下であった事例は、15例(4.8%)であった。

薬物(12)を使用した状況下であった事例は、7例(2.2%)であった。

計画性(13)があったと認定された事例は、93例で全体の約3割であった。

組織性(14)のある犯行(たとえば、暴力団特有の論理であるといった犯行)であったと認定された事例は、7例(2.2%)であった。

表 4 殺人既遂に関する犯情

殺人既遂に関する犯情①	カテゴリー	SA		殺人既遂に関する犯情②	カテゴリー	SA		
		N	%			N	%	
(1) 被害者との関係	親	35	11.2	(5) 凶器等	自動車	5	1.6	
	子	43	13.8		薬物・毒物	2	0.6	
	配偶者(内縁を含む)	44	14.1		刃物類	117	37.5	
	その他の親族	29	9.3		ひも・ロープ類	59	18.9	
	交際相手	25	8.0		棒状の凶器	20	6.4	
	元配偶者・元交際相手	7	2.2		銃	9	2.9	
	友人・知人	50	16.0		凶器なし	48	15.4	
	勤務先関係	14	4.5		その他	52	16.7	
	関係なし	17	5.4		(6) 犯行場所	被告人住居内	141	45.2
	その他・不明	48	15.4			被害者住居内	51	16.3
(2) 死亡者数	死亡(1名)	291	93.3	その他屋内		53	17.0	
	死亡(2名)	19	6.1	乗り物内		14	4.5	
	死亡(3名以上)	2	0.6	路上・駐車場		30	9.6	
(3) 共犯関係	単独犯	269	86.2	その他屋外	23	7.4		
	共犯:主導的立場	22	7.1	(7) 精神症状	うつ病	14	4.5	
	共犯:従属的立場	20	6.4		パーソナリティ障害	15	4.8	
	共犯:幫助犯	1	0.3		統合失調症	12	3.8	
(4) 動機	怨恨	42	13.5		発達障害	4	1.3	
	嬰兒殺	9	2.9		その他の精神症状	29	9.3	
	介護疲れ	10	3.2		なし	238	76.3	
	無理心中	33	10.6			SA		
	家族関係(その他)	48	15.4	殺人既遂に関する犯情③	カテゴリー	N	%	
	けんか	11	3.5					(8) 心神耗弱
	金銭トラブル	6	1.9		なし	303	97.1	
	男女関係	37	11.9	(9) 過剰防衛	あり	2	0.6	
	保険金	8	2.6			なし	310	99.4
	憤怒	49	15.7	(10) 被害者の落ち度	あり	69	22.1	
自己保身・覚悟のおそれ	9	2.9			なし	243	77.9	
無差別殺人	2	0.6	(11) 飲酒	あり	15	4.8		
わいせつ目的	2	0.6			なし	297	95.2	
背景なし・不明	10	3.2	(12) 薬物	あり	7	2.2		
その他	36	11.5			なし	305	97.8	
				(13) 計画性	あり	93	29.8	
						なし	219	70.2
				(14) 組織性	あり	7	2.2	
						なし	305	97.8

### 第3項 犯行後の行為

表5は、【犯行後の行為】に関する量刑因子のカテゴリー該当数をカウントしたものである〔SA〕。

罪証隠滅行為(15)があったと認定された事例は、36例(11.5%)であった。

死体損壊(16)が行われた事例は、11例(3.5%)であった。

死体遺棄(17)が行われた事例は、36例(11.5%)であった。

放火(18)が犯行後に行われた事例は、5例(1.6%)であった。

窃盗・詐欺（未遂を含む）(19) が行われた事例は、15例（4.8％）であった。

逃亡 (20) があったと認定された事例は、7例（2.2％）であった。

その他 (21) の犯行後の行為があったと認定された事例は、14例（4.5％）であった。

表 5 犯行後の行為

犯行後の行為	カテゴリー	SA	
		N	%
(15) 罪証隠滅行為	あり	36	11.5
	なし	276	88.5
(16) 死体損壊	あり	11	3.5
	なし	301	96.5
(17) 死体遺棄	あり	36	11.5
	なし	276	88.5
(18) 放火	あり	5	1.6
	なし	307	98.4
(19) 窃盗・詐欺 （未遂も含む）	あり	15	4.8
	なし	297	95.2
(20) 逃亡	あり	7	2.2
	なし	305	97.8
(21) その他 犯行後の行為	あり	14	4.5
	なし	298	95.5

#### 第 4 項 一般情状

表 6 は、【一般情状】に関する量刑因子のカテゴリー該当数をカウントしたものである [SA]。

前科・前歴 (22) が無いと言及されていた事例は、122例（39.1％）であった。他方で、あると言及されていた事例は、合計すると58例（18.6％）であった。

前科・前歴がある者のうち、累犯前科 (23) があると言及されていた事例は、32例（10.3％）であった。また、服役歴 (24) があると言及されていた事例は、25例（8.0％）であった。

反省 (25) が被告人に有利な形で認定された事例は134例（42.9％）であった。他方で、反省していないと指摘されていた事例は、85例（27.2％）であった。

謝罪 (26) が被告人に有利な形で認定された事例は、40例（12.8％）であっ



た。他方で、謝罪していないと指摘されていた事例は、40例（12.8％）であった。

示談（27）が成立していると言及されていた事例は、3例（1.0％）であった。

他方で、未成立であることが指摘されていた事例は、26例（8.3％）であった。

損害賠償（28）について、〈意思あり〉、〈一部済み〉、〈全部済み〉ということで、被告人に有利な形で認定された事例は、合計すると23例（7.4％）であった。他方で、未だ行われていないと指摘されていた事例は、12例（3.8％）であった。

被害者感情（29）については、被害者等が厳しい処罰感情を有していると認定された事例は、109例（34.9％）であった。他方で、被害者等が〈宥恕〉もしくは〈一部宥恕〉していると言及されていた事例は、合計すると37例（11.9％）であった。

自首（30）にあたると言及されていた事例は、62例（19.9％）であった。

通報（31）（119番等も含む）が被告人に有利な形で認定された事例は、10例（3.2％）であった。

再犯可能性（32）に関し、〈高い〉と認定された事例は22例（7.1％）であった。他方で、〈低い〉と認定された事例は、52例（16.7％）であった。

更生可能性（33）があると認定された事例は、11例（3.5％）であった。

社会的影響（34）があったと認定された事例は、11例（3.5％）であった。

高齢（35）であることが被告人に有利な形で言及されていた事例は、15例（4.8％）であった。

若年（36）であることが被告人に有利な形で言及されていた事例は、14例（4.5％）であった。

真相解明（37）に協力的であったこと（たとえば、捜査過程から一貫して自白するなど）が被告人に有利な形で言及されていた事例は、11例（3.5％）であった。

同情の余地（38）があると言及されていた事例は、28例（9.0％）であった。

不遇（39）（たとえば、被告人の成育過程における両親の不和や不適切な成育など）であったことが被告人に有利な形で言及されていた事例は、9例（2.9％）であった。

身元引受け・更生支援体制（40）に関し、親族や雇用主などによる身元引受けや、出所後の入院機関の手配などが期待できることが被告人に有利な形で言及されていた事例は、55例（17.6％）であった。

その他（41）の一般情状について、被告人に有利な形で言及されていた事例は、20例（6.4％）であった。

表6 一般情状

一般情状①	カテゴリー	SA		一般情状②	カテゴリー	SA	
		N	%			N	%
(22) 前科・前歴	あり(同種事案含まず)	35	11.2	(30) 自首	あり	62	19.9
	あり(同種事案含む)	23	7.4		言及なし	250	80.1
	なし	122	39.1	(31) 通報	あり	10	3.2
	言及なし	132	42.3		言及なし	302	96.8
(23) 累犯前科	あり	32	10.3	(32) 再犯可能性	高い	22	7.1
	なし	144	46.2		低い	52	16.7
	言及なし	136	43.6		言及なし	238	76.3
	なし	145	46.5	(33) 更生可能性	あり	11	3.5
言及なし	142	45.5	言及なし		301	96.5	
(24) 服役歴	あり	25	8.0	(34) 社会的影響	あり	11	3.5
	なし	145	46.5		言及なし	301	96.5
	言及なし	142	45.5	(35) 高齢	あり	15	4.8
	なし	85	27.2		言及なし	297	95.2
(25) 反省	あり	134	42.9	(36) 若年	あり	14	4.5
	なし	85	27.2		言及なし	298	95.5
	言及なし	93	29.8	(37) 真相解明の協力	あり	11	3.5
	なし	40	12.8		言及なし	301	96.5
(26) 謝罪	あり	40	12.8	(38) 同情の余地	あり	28	9.0
	なし	40	12.8		言及なし	284	91.0
	言及なし	232	74.4	(39) 不遇	あり	9	2.9
	なし	3	1.0		言及なし	303	97.1
(27) 示談	成立	3	1.0	(40) 身元引受け 更生支援体制	あり	55	17.6
	未成立	26	8.3		言及なし	257	82.4
	言及なし	283	90.7	(41) その他	あり	20	6.4
	意思あり	8	2.6		言及なし	292	93.6
(28) 損害賠償	一部済み	13	4.2				
	全部済み	2	0.6				
	なし	12	3.8				
	言及なし	277	88.8				
(29) 被害者感情	宥恕	26	8.3				
	一部宥恕	11	3.5				
	処罰	109	34.9				
	言及なし	166	53.2				

## 第2節 数量化理論第I類による分析の結果と考察

次に、数量化理論第I類による分析の結果について、分析の精度を確認してから、殺人既遂に関する犯情、犯行後の行為、一般情状に分けて、それぞれカテゴリースコア／レンジ／偏相関係数を見ていきたいと思う。

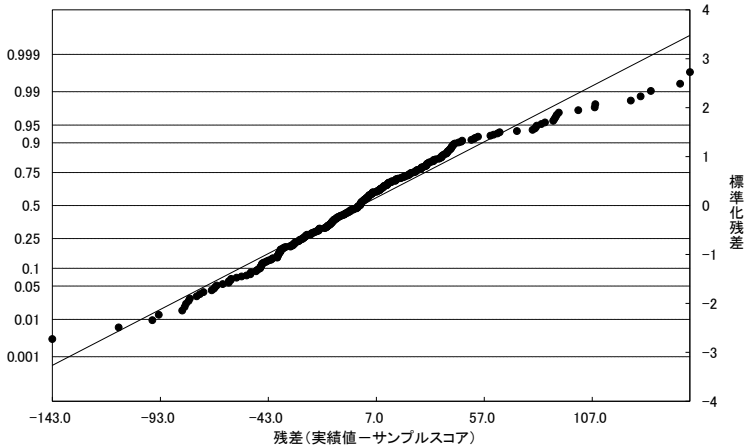
### 第1項 分析の精度

表7は、決定係数や重相関係数などを示したものである。重相関係数は0.853で、決定係数は0.727であった。非常に高い相関が見られた。モデルの当てはまりの良さを見る赤池情報量規準（AIC）は3412.402であった。図8は、正規確率（残差と標準化残差の関係）をプロットし、近似曲線（線形）を書き入れたものである〔正規Q-Qプロット〕。残差に正規分布を仮定して、正規性の検証をした結果、近似曲線にほぼ直線上に並んでいることから、正規分布にほぼ従っていることが確認された。標準化残差の範囲を $-2.0 \leq q \leq 2.0$ に設定して、その範囲から外れた事例数を確認してみると、標準化残差が $-2.0$ を下回った事例（実績値が理論値に比べて軽かった事例）は2例で、 $2.0$ を上回った事例（実績値が理論値に比べて重かった事例）は7例であった。この結果から1つ考えられるのは、非線形の解析を行うとさらに当てはまりのよい予測モデルが構築できるということである。特に、標準化残差が $2.0$ を上回った事例が多少あったことを勘案すると、懲役20年を超える事案については、量刑因子の重みが多少変動することも考えられる。これについては、今後検証する必要がある。

表7 分析精度

決定係数	0.727
自由度修正済み決定係数	0.612
重相関係数	0.853
自由度修正済み重相関係数	0.783
赤池情報量規準（AIC）	3412.402

図8 正規確率プロット [正規Q-Qプロット]



## 第2項 殺人既遂に関する犯情のカテゴリースコア／レンジ／偏相関係数

### (1) 結果

表9は、【殺人既遂に関する犯情】のカテゴリースコア、レンジ、偏相関係数などをまとめたものである。

被害者との関係(1)については、レンジが76.826で全体5位であり、偏相関係数が0.317で全体の4位であった[相関比0.218,  $p \leq 0.01$ ]。親族間での犯行については刑期が軽減される傾向があるが、他方で、無関係者や勤務先関係者などに対する犯行については刑期が加重される傾向が示されている。

死亡者数(2)については、レンジが196.278で全体の2位であり、偏相関係数が0.525で全体の1位であった[相関比0.092,  $p \leq 0.01$ ]。刑期の判断に最も影響を与えている量刑因子であるという結果が示された。死亡者数が増えると刑期が加重される傾向がはっきりと示されている。

共犯関係(3)については、レンジが205.708で全体の1位であり、偏相関

係数が0.338で全体の3位であった [相関比0.011]。死亡者数(2)とともに、刑期の判断に最も影響を与えている量刑因子であると言える。幫助犯は1例であったことから、それが響き、レンジが少し広がったものと推察される。ただ、共犯の場合、主導的立場と(幫助犯を含めた)従属的立場との相違が刑期の判断に大きな影響を与えているということは、確実に言えることである。

動機(4)については、レンジが135.838で全体の3位であり、偏相関係数が0.371で全体の2位であった [相関比0.306,  $p \leq 0.01$ ]。死亡者数(2)、共犯関係(3)とともに、刑期の判断に最も影響を与えている量刑因子であると言える。〈無差別殺人(64.213)〉と〈背景なし・不明(35.385)〉をあわせて見ると、動機や背景がはっきりしない犯行については刑期が加重される傾向が示されている。また、〈保険金(26.205)〉の詐取を動機とした犯行についても、刑期が加重される傾向が見て取れる。他方で、〈嬰兒殺(-59.072)〉、〈介護疲れ(-71.625)〉、〈無理心中(-18.276)〉といった親族間で多く見られる犯行については、刑期が軽減される傾向が示されている。

凶器等(5)については、レンジが109.332で全体の4位であり、偏相関係数が0.301で全体の5位であった [相関比0.091,  $p \leq 0.01$ ]。死亡者数(2)、共犯関係(3)、動機(4)とともに、刑期の判断に影響を与えている量刑因子であると言える。〈銃(59.490)〉を用いた犯行は刑期が加重される傾向が顕著に表れている。他方で、〈凶器なし(-14.976)〉の犯行は刑期が軽減される傾向が示されている。〈自動車(-49.841)〉は5例、〈薬物・毒物(-15.396)〉は2例であったことから、それが少し影響していると思われる。全体のサンプル数を10倍ぐらいに増やして今後検証してみる必要がある。

犯行場所(6)については、レンジが26.526で全体の18位であり、偏相関係数が0.136で全体の15位であった [相関比0.107,  $p \leq 0.01$ ]。刑期の判断に関する影響度はそれほど大きくない。〈その他屋外(-19.233)〉が、犯行場所に関す

るその他のカテゴリーと比較して、マイナス方向に大きく引っ張られていることがレンジ18位／偏相関係数15位という結果に結びついている。筆者は、これをどのように解釈してよいかが今のところ判らない。これも、全体のサンプル数を10倍ぐらいに増やして今後検証してみる必要があろう。

精神症状（7）については、レンジが37.661で全体の11位であり、偏相関係数が0.224で全体の8位であった〔相関比0.039,  $p \leq 0.05$ 〕。刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。〈うつ病（-31.395）〉、〈パーソナリティ障害（-20.070）〉、〈統合失調症（-21.909）〉、〈発達障害（-13.284）〉、〈その他の精神症状（-14.990）〉など、精神症状が犯行に影響したことが認定された事例は、仮に心神耗弱の状態であったと認定されなくても、刑期が軽減する傾向が示されている。

心神耗弱（8）については、レンジが56.623で全体の8位であり、偏相関係数が0.188で全体の9位であった〔相関比0.014,  $p \leq 0.05$ 〕。精神症状（7）とともに、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。刑法39条2項は必要的軽減規定であることから、その結果が示されているものと解される。

過剰防衛（9）については、レンジが65.728で全体の6位であり、偏相関係数が0.118で全体の20位であった〔相関比0.011〕。刑法36条2項は任意的軽減規定であるため、その結果が示されたものと解される。ただ、本分析ではカテゴリー該当数2例であったことから、マイナス方向に比較的強く引っ張られる結果になったものと推察される。これも、全体のサンプル数を10倍ぐらいに増やして今後検証してみる必要があろう。

被害者の落ち度（10）については、レンジが33.503で全体の13位であり、偏相関係数が0.289で全体の7位であった〔相関比0.051,  $p \leq 0.01$ 〕。精神症状（7）、心神耗弱（8）とともに、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい

量刑因子であると位置づけられる。被害者の落ち度については、その程度も勘案していかなければならないと思うのだが、さしあたって、被害者にも落ち度があると認定された場合、刑期が軽減される傾向があることは明確になった。

飲酒（11）については、レンジが16.533で全体の29位であり、偏相関係数が0.075で全体の30位であった〔相関比0.000〕。〈あり（-15.738）〉がマイナス方向を示す結果となっているが、偏相関係数の結果から、刑期の判断に関する影響度があまり大きくない量刑因子であると解される。

薬物（12）については、レンジが56.643で全体7位であり、偏相関係数が0.183で全体の12位であった〔相関比0.032,  $p \leq 0.01$ 〕。精神症状（7）、心神耗弱（8）、被害者の落ち度（10）とともに、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。薬物の影響下による犯行は、刑期が加重される傾向が示されている。

計画性（13）については、レンジが19.933で全体の25位であり、偏相関係数が0.179で全体の14位であった〔相関比0.027,  $p \leq 0.01$ 〕。レンジ値は全体の25位ではあるが、偏相関係数の結果から見ると、精神症状（7）、心神耗弱（8）、被害者の落ち度（10）、薬物（12）とともに、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。〈計画性あり（13.992）〉が刑期の加重要素となっていることが裏付けられている。

組織性（14）については、レンジが17.852で全体の27位であり、偏相関係数が0.053で全体の33位であった〔相関比0.026,  $p \leq 0.01$ 〕。暴力団特有の論理による犯行などは多少重くなる傾向が見て取れるものの、刑期の判断に関する影響度はあまり大きくない。

## （2）考察

【殺人既遂に関する犯情】についての以上の結果をまとめると、死亡者数（2）、共犯関係（3）、動機（4）、凶器等（5）が、犯情の中心として、刑

期の判断に最も影響を与えている量刑因子であると解される。これらの量刑因子によって刑期の基本的位置づけを決められているものと思われる。そして、それらに次いで、精神症状（7）、心神耗弱（8）、被害者の落ち度（10）、薬物（12）、計画性（13）が刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。特に、計画性の有無は、判決書を読むと、量刑判断における中心的な量刑因子であるように思われるのだが、殺人既遂における刑期の判断に限って言えば、死亡者数（2）、共犯関係（3）、動機（4）、凶器等（5）に次いで、刑期の判断に比較的影響を与えているものと解される。

過剰防衛（9）については、精神症状（7）、心神耗弱（8）、被害者の落ち度（10）、薬物（12）、計画性（13）とともに、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると推察されるものの、本分析ではカテゴリー該当数2例であったことから、とりあえず本稿では結論を先送りしたいと思う。



表9 殺人既遂に関する犯情 カテゴリースコア／レンジ／偏相関係数

殺人既遂に関する犯情	カテゴリー	N	カテゴリースコア	レンジ		偏相関係数		相関比	
				レンジ	位	偏相関係数	位		
(1) 被害者との関係	親	35	-15.020	76.826	5位	0.317	4位	0.218	[**]
	子	43	-29.584						
	配偶者(内縁を含む)	44	-5.960						
	その他の親族	29	-8.309						
	交際相手	25	4.916						
	元配偶者・元交際相手	7	-8.625						
	友人・知人	50	3.519						
	勤務先関係	14	17.787						
	関係なし	17	47.242						
その他・不明	48	21.050							
(2) 死亡者数	死亡(1名)	291	-7.580	196.278	2位	0.525	1位	0.092	[**]
	死亡(2名)	19	96.236						
	死亡(3名以上)	2	188.698						
(3) 共犯関係	単独犯	269	3.060	205.708	1位	0.338	3位	0.011	[ ]
	共犯:主導的立場	22	17.102						
	共犯:従属的立場	20	-50.533						
	共犯:幫助犯	1	-188.606						
(4) 動機	怨恨	42	21.288	135.838	3位	0.371	2位	0.306	[**]
	嬰兒殺	9	-59.072						
	介護疲れ	10	-71.625						
	無理心中	33	-18.276						
	家族関係(その他)	48	-4.998						
	けんか	11	-13.558						
	金銭トラブル	6	8.579						
	男女関係	37	9.502						
	保険金	8	26.205						
	憤怒	49	-5.498						
	自己保身・発覚のおそれ	9	8.830						
	無差別殺人	2	64.213						
	わいせつ目的	2	-13.519						
背景なし・不明	10	35.385							
その他	36	12.998							
(5) 凶器等	自動車	5	-49.841	109.332	4位	0.301	5位	0.091	[**]
	薬物・毒物	2	-15.396						
	刃物類	117	7.862						
	ひも・ロープ類	59	-8.384						
	棒状の凶器	20	13.335						
	銃	9	59.490						
	凶器なし	48	-14.976						
	その他	52	-4.393						

(6) 犯行場所	被告人住居内	141	1.456	26.526	18位	0.136	15位	0.107	[**]
	被害者住居内	51	-5.245						
	その他屋内	53	7.293						
	乗り物内	14	6.037						
	路上・駐車場	30	1.115						
	その他屋外	23	-19.233						
(7) 精神症状	うつ病	14	-31.395	37.661	11位	0.224	8位	0.039	[*]
	パーソナリティ障害	15	-20.070						
	統合失調症	12	-21.909						
	発達障害	4	-13.284						
	その他の精神症状	29	-14.990						
	なし	238	6.266						
(8) 心神耗弱	あり	9	-54.990	56.623	8位	0.188	9位	0.014	[*]
	なし	303	1.633						
(9) 過剰防衛	あり	2	-65.307	65.728	6位	0.118	20位	0.011	[ ]
	なし	310	0.421						
(10) 被害者の落ち度	あり	69	-26.094	33.503	13位	0.289	7位	0.051	[**]
	なし	243	7.409						
(11) 飲酒	あり	15	-15.738	16.533	29位	0.075	30位	0.000	[ ]
	なし	297	0.795						
(12) 薬物	あり	7	55.372	56.643	7位	0.183	12位	0.032	[**]
	なし	305	-1.271						
(13) 計画性	あり	93	13.992	19.933	25位	0.179	14位	0.027	[**]
	なし	219	-5.942						
(14) 組織性	あり	7	17.452	17.852	27位	0.053	33位	0.026	[**]
	なし	305	-0.401						

[\*]  $p \leq 0.05$  [\*\*]  $p \leq 0.01$

### 第3項 犯行後の行為のカテゴリースコア／レンジ／偏相関係数

#### (1) 結果

表10は、【犯行後の行為】に関するカテゴリースコア、レンジ、偏相関係数などをまとめたものである。

罪証隠滅行為 (15) については、レンジが13.973で全体の33位であり、偏相関係数が0.088で全体の26位であった [相関比0.014,  $p \leq 0.05$ ]。罪証隠滅行為〈あり (12.361)〉は、刑期が加重される傾向が示されているが、全体から見ると、刑期の判断に関する影響度はあまり大きくない。

死体損壊 (16) については、レンジが10.686で全体の36位であり、偏相関係

数が0.038で全体の37位であった [相関比0.001]。死体損壊〈あり (10.309)〉は、刑期が加重される傾向が示されているが、全体から見ると、刑期の判断に関する影響度はあまり大きくない。

死体遺棄 (17) については、レンジが30.944で全体の15位であり、偏相関係数が0.181で全体の13位であった [相関比0.003]。犯行後の行為として、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。死体遺棄罪が併合罪となっている事例は、刑期が加重される傾向が示されている。

放火 (18) については、レンジが46.686で全体の10位であり、偏相関係数が0.127で全体の17位であった [相関比0.006]。死体遺棄 (17) とともに、犯行後の行為として、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。現住建造物等放火罪が併合罪となっている事例は、刑期が加重される傾向が示されている。

詐欺・窃盗 (未遂を含む) (19) については、レンジが28.306で全体の17位であり、偏相関係数が0.128で全体の16位であった [相関比0.011]。本分析では、死体遺棄 (17)、放火 (18) とともに、犯行後の行為として、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。殺害後に保険金を詐取した場合や財物を窃取した場合には、刑期が加重される傾向が示されている。

逃亡 (20) については、レンジが17.789で全体の28位であり、偏相関係数が0.057で全体の31位であった [相関比0.011]。逃亡〈あり (17.789)〉は、比較的強くプラス方向に引っ張られているものの、全体から見ると、刑期の判断に関する影響度はあまり大きくないと解される。

その他犯行後の行為 (21) については、レンジが25.011で全体の19位であり、偏相関係数が0.108で全体の21位であった [相関比0.001]。死体遺棄 (17)、放火 (18)、詐欺・窃盗 (未遂を含む) (19) に準ずる形で、犯行後の行為として、

刑期の判断に関する影響度がある量刑因子であると位置づけられる。上記以外の犯行後の行為について認定された事例も、刑期が加重されていることが示されている。

## (2) 考察

【犯行後の行為】に関する以上の結果をまとめると、死体遺棄 (17)、放火 (18)、詐欺・窃盗 (未遂を含む) (19) は、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。これらの犯行は、たいていの場合、殺人とともに起訴されているものであるから、刑期の判断に関する影響度がある量刑因子であるという位置づけは、当然の帰結であるとも解される。筆者の仮説とは異なる意外な結果であったのは、死体損壊 (16) である。死体損壊も、たいていの場合、殺人とともに起訴されているものであるが、偏相関係数を見る限り、刑期の判断に関する影響度はあまり大きくないという結論に至った。犯行の残虐性が増すように思われるのだが、この点については、今後、別角度から検証してみようと思う。

表10 犯罪後の行為 カテゴリースコア／レンジ／偏相関係数

犯行後の行為	カテゴリー	N	カテゴリースコア	レンジ		偏相関係数	相関比		
(15) 罪証隠滅行為	あり	36	12.361	13.973	33位	0.088	26位	0.014	[*]
	なし	276	-1.612						
(16) 死体損壊	あり	11	10.309	10.686	36位	0.038	37位	0.001	[ ]
	なし	301	-0.377						
(17) 死体遺棄	あり	36	27.373	30.944	15位	0.181	13位	0.003	[ ]
	なし	276	-3.570						
(18) 放火	あり	5	45.938	46.686	10位	0.127	17位	0.006	[ ]
	なし	307	-0.748						
(19) 窃盗・詐欺 (未遂も含む)	あり	15	26.945	28.306	17位	0.128	16位	0.011	[ ]
	なし	297	-1.361						
(20) 逃亡	あり	7	17.389	17.789	28位	0.057	31位	0.011	[ ]
	なし	305	-0.399						
(21) その他 犯行後の行為	あり	14	23.889	25.011	19位	0.108	21位	0.001	[ ]
	なし	298	-1.122						

[\*]  $p \leq 0.05$  [\*\*]  $p \leq 0.01$

**第4項 一般情状のカテゴリースコア／レンジ／偏相関係数****(1) 結果**

表11は、【一般情状】に関するカテゴリースコア、レンジ、偏相関係数などをまとめたものである。

前科・前歴 (22) については、レンジが16.105で全体の30位であり、偏相関係数が0.054で全体の32位であった [相関比0.049,  $p \leq 0.01$ ]。全体としての順位は低いものの、相関比なども勘案すると、一般情状として、刑期の判断に関する影響度が一定程度ある量刑因子であると位置づけられる。前科・前歴がないことが、刑期を軽減する傾向を示す一方で、また、前科・前歴があることについては、あまり作用していないと解される。次に見る累犯前科 (23) の有無で、刑期を加重するか否かを判断しているのであろう。

累犯前科 (23) については、レンジが32.246で全体の14位であり、偏相関係数が0.184で全体の11位であった [相関比0.044,  $p \leq 0.01$ ]。一般情状として、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。刑法59条が必要的加重規定となっていることから、その結果が示されているものと解される。累犯前科〈あり (27.285)〉は、刑期が加重される傾向が示されている。

服役歴 (24) については、レンジが15.177で全体の31位であり、偏相関係数が0.053で全体の34位であった [相関比0.030,  $p \leq 0.01$ ]。服役歴は、判決書のなかで服役歴があることについて触れられることもあるが、ただ、各カテゴリースコアを見る限り、刑期の判断に関する影響度はあまり大きくないと解される。服役歴は、累犯前科 (23) を裏づけるものと位置づけるべきであろう。

反省 (25) については、レンジが19.950で全体の24位であり、偏相関係数が0.185で全体の10位であった [相関比0.086,  $p \leq 0.01$ ]。真摯な反省の態度は、刑期を軽減する方向に働くことが示されている。レンジ値は全体の24位であるも

の、偏相関係数を見ると、累犯前科（23）とともに、一般情状として、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。

謝罪（26）については、レンジが19.221で全体の26位であり、偏相関係数が0.122で全体の19位であった〔相関比0.005〕。〈なし〉のカテゴリースコア（-15.152）がマイナス方向に引っ張られていることに象徴されるように、全体から見ると、謝罪の有無は、刑期の判断に関する影響をあまり与えていないものと解される。

示談（27）については、レンジが29.910で全体の16位であり、偏相関係数が0.087で全体の28位であった〔相関比0.000〕。〈成立（-11.598）〉の該当数の少なさが多少影響しているものと思われるが、偏相関係数を見る限り、殺人既遂の刑期の判断に関して言えば、影響度はあまり大きくない。

損害賠償（28）については、レンジが33.630で全体の12位であり、偏相関係数が0.105で全体の22位であった〔相関比0.015〕。〈意思あり（-4.868）〉、〈一部済み（-20.554）〉ということが認定されている場合には、被告人に有利な形で判断されているが、他方で、損害賠償がなされていないことが指摘されていた事例については、プラス方向に引っ張られる結果となった。これも、全体のサンプル数を10倍ぐらいに増やして今後検証してみる必要がある。

被害者感情（29）については、レンジが52.322で全体の9位であり、偏相関係数が0.297で全体の6位であった〔相関比0.175,  $p \leq 0.01$ 〕。累犯前科（23）、反省（25）とともに、一般情状として、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。被害者等が宥恕している場合には、刑期が軽減される傾向が示され、他方で、被害者等が厳しい処罰感情を表明している場合には、刑期が加重される傾向がはっきりと示されている。

自首（30）については、レンジが4.566で全体の38位であり、偏相関係数が0.037で全体の38位であった〔相関比0.024,  $p \leq 0.01$ 〕。刑法42条は「罪を犯した

者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減軽することができる。」と規定するものの、殺人被告事件においては、殺人既遂の刑期の判断に関して言えば、必ずしも被告人に有利な方向に働いていないことが示されている。

通報 (31) については、レンジが3.197で全体の39位であり、偏相関係数が0.012で全体の39位であった [相関比0.001]。カテゴリースコアを見ると、通報したことが被告人に有利な形で判断されていることが示されているが、ただ、全体から見ると、刑期の判断に関する影響度はあまり大きくない。

再犯可能性 (32) については、レンジが9.324で全体の37位であり、偏相関係数が0.052で全体の35位であった [相関比0.035,  $p \leq 0.01$ ]。全体としての順位が低いものの、相関比なども勘案すると、一般情状として、刑期の判断に関する影響度が一定程度ある量刑因子であると位置づけられる。再犯可能性が〈高い (2.835)〉場合には、刑期が加重される傾向にあり、〈低い (-6.489)〉場合には、刑期が軽減される傾向があることが示されている。

更生可能性 (33) については、レンジが1.726で全体の40位であり、偏相関係数が0.007で全体の40位であった [相関比0.000]。更生が期待できるという形で、更生可能性〈あり (-1.665)〉と認定された事例については、僅かではあるが、刑期が軽減される傾向が示されているものの、全体から見ると、刑期の判断に関する影響度はあまり大きくないものと解される。更生可能性は、再犯可能性の低さを裏づけるために挙げられる要素なのであろう。

社会的影響 (34) については、レンジが11.566で全体の34位であり、偏相関係数が0.045で全体の36位であった [相関比0.012]。レンジ値や偏相関係数はいずれも全体としての順位は低いものの、再犯可能性 (32) とともに、一般情状として、刑期の判断に関する影響度が一定程度ある量刑因子であると位置づけられる。社会的影響が〈あり (11.158)〉と言及されている場合には、刑期

が加重される傾向が示されている。

高齢（35）については、レンジが0.169で全体の41位であり、偏相関係数が0.001で全体の41位であった [相関比0.025,  $p \leq 0.01$ ]。量刑因子のなかで最下位であり、またカテゴリースコアを見る限り、刑期の判断に関する影響度はあまり大きくないものと解される。

若年（36）については、レンジが20.696で全体の22位であり、偏相関係数が0.091で全体の25位であった [相関比0.000]。相関比の低さをどう解釈すればよいのかが悩ましいが、本分析の結果を見る限り、再犯可能性（32）、社会的影響（34）とともに、一般情状として、刑期の判断に関する影響度が一定程度ある量刑因子であると位置づけられる。若年であると認定される場合には、刑期が軽減される傾向が示されている。

真相解明の協力（37）については、レンジが23.183で全体の21位であり、偏相関係数が0.093で全体の24位であった [相関比0.000]。この量刑因子も、相関比の低さをどう解釈すればよいのかが悩ましいが、本分析の結果を見る限り、再犯可能性（32）、若年（36）とともに、一般情状として、刑期の判断に関する影響度が一定程度ある量刑因子であると位置づけられる。真相解明に協力したことが認定されている場合には、刑期が軽減される傾向が示されている。

同情の余地（38）については、レンジが20.555で全体の23位であり、偏相関係数が0.124で全体の18位であった [相関比0.058,  $p \leq 0.01$ ]。累犯前科（23）、反省（25）、被害者感情（29）とともに、一般情状として、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。犯行に関し、被告人に同情の余地があることが認定されている場合には、刑期が軽減される傾向が示されている。

不遇（39）については、レンジが23.732で全体の20位であり、偏相関係数が0.088で全体の27位であった [相関比0.002]。量刑因子全体において中位であ



るものの、カテゴリースコアを見る限り、刑期の判断に関する影響度はあまり大きくないものと解される。

身元引受け・更生支援体制（39）については、レンジが11.353で全体の35位であり、偏相関係数が0.096で全体の23位であった [相関比0.015,  $p \leq 0.05$ ]。再犯可能性（32）、社会的影響（34）、若年（36）とともに、一般情状として、刑期の判断に関する影響度が一定程度ある量刑因子であると位置づけられる。親族や雇用主などによる身元引受けや、受刑後の入院機関の手配などが期待できることが認定された場合には、刑期が軽減される傾向が示されている。

その他（41）については、レンジが14.881で全体の32位であり、偏相関係数が0.080で全体の29位であった [相関比0.003]。以上で挙げた一般情状に関する量刑因子以外のことも、判決書のなかで被告人に有利な事情として言及されることもあるが、ただ、本分析の結果を見る限り、刑期の判断に関する影響度はあまり大きくないものと解される。

## （2）考察

【一般情状】に関する以上の結果をまとめると、累犯前科（23）、反省（25）、被害者感情（29）、同情の余地（38）は、一般情状として、刑期の判断に関する影響度が比較的大きい量刑因子であると位置づけられる。これらの量刑因子は、刑期が加重する方向にも、軽減される方向にも働きうる。また、再犯可能性（32）、社会的影響（34）、若年（36）、身元引受け・更生支援体制（39）については、累犯前科（23）、反省（25）、被害者感情（29）、同情の余地（38）と比較すると影響度は一段低いものの、刑期の判断に関する影響度が一定程度ある量刑因子であると解される。【犯情】の量刑因子と比較すると、【一般情状】の量刑因子は、全体として、刑期判断に影響しにくい傾向は確認された。だが、そのような傾向のなかでも、被告人が反省を深め、謝罪や示談を行い、その結果、被害者が宥恕したならば、刑期が軽減される傾向は示されている。また、

被告人が反省を深めて、更生支援を期待できる環境が確保されている場合には、被告人に有利な形で判断される傾向も示されている。今後は、このような検証結果をもとに、一般情状の意味を根源的に問い直すことが必要であろう。

表11 一般情状 カテゴリースコア／レンジ／偏相関係数

一般情状	カテゴリー	N	カテゴリー スコア	レンジ		偏相関係数		相関比	
(22) 前科・前歴	あり(同種事案含まず)	35	-4.121	16.105	30位	0.054	32位	0.049	[**]
	あり(同種事案含む)	23	0.866						
	なし	122	-7.880						
	言及なし	132	8.225						
(23) 累犯前科	あり	32	27.285	32.246	14位	0.184	11位	0.044	[**]
	なし	144	-4.961						
	言及なし	136	-1.167						
(24) 服役歴	あり	25	1.623	15.177	31位	0.053	34位	0.030	[**]
	なし	145	7.368						
	言及なし	142	-7.809						
(25) 反省	あり	134	-10.449	19.950	24位	0.185	10位	0.086	[**]
	なし	85	9.500						
	言及なし	93	6.373						
(26) 謝罪	あり	40	-8.443	19.221	26位	0.122	19位	0.005	[ ]
	なし	40	-15.152						
	言及なし	232	4.068						
(27) 示談	成立	3	-11.598	29.910	16位	0.087	28位	0.000	[ ]
	未成立	26	18.312						
	言及なし	283	-1.559						
(28) 損害賠償	意思あり	8	-4.868	33.630	12位	0.105	22位	0.015	[ ]
	一部済み	13	-20.554						
	全部済み	2	13.076						
	なし	12	10.594						
	言及なし	277	0.552						
(29) 被害者感情	宥恕	26	-31.874	52.322	9位	0.297	6位	0.175	[**]
	一部宥恕	11	1.847						
	処罰	109	20.448						
	言及なし	166	-8.557						
(30) 自首	あり	62	3.659	4.566	38位	0.037	38位	0.024	[**]
	言及なし	250	-0.907						
(31) 通報	あり	10	-3.094	3.197	39位	0.012	39位	0.001	[ ]
	言及なし	302	0.102						

裁判員裁判における殺人罪の刑期判断基準

(32) 再犯可能性	高い	22	2.835	9.324	37位	0.052	35位	0.035	[**]
	低い	52	-6.489						
	言及なし	238	1.156						
(33) 更生可能性	あり	11	-1.665	1.726	40位	0.007	40位	0.000	[ ]
	言及なし	301	0.061						
(34) 社会的影響	あり	11	11.158	11.566	34位	0.045	36位	0.012	[ ]
	言及なし	301	-0.408						
(35) 高齢	あり	15	0.161	0.169	41位	0.001	41位	0.025	[**]
	言及なし	297	-0.008						
(36) 若年	あり	14	-19.767	20.696	22位	0.091	25位	0.000	[ ]
	言及なし	298	0.929						
(37) 真相解明の協力	あり	11	-22.366	23.183	21位	0.093	24位	0.000	[ ]
	言及なし	301	0.817						
(38) 同情の余地	あり	28	-18.711	20.555	23位	0.124	18位	0.058	[**]
	言及なし	284	1.845						
(39) 不遇	あり	9	23.048	23.732	20位	0.088	27位	0.002	[ ]
	言及なし	303	-0.685						
(40) 身元引受け 更生支援体制	あり	55	-9.352	11.353	35位	0.096	23位	0.015	[*]
	言及なし	257	2.001						
(41) その他	あり	20	13.927	14.881	32位	0.080	29位	0.003	[ ]
	言及なし	292	-0.954						

[\*]  $p \leq 0.05$  [\*\*]  $p \leq 0.01$

## 第4章 総括と今後の課題

以上本稿を総括すると、

(1) 犯情の評価をもとに、当該犯罪行為にふさわしい刑の大枠を設定する実務の現状において、死亡者数、共犯関係、動機、凶器等といった量刑因子が、犯情の中心として、刑期の判断に最も影響を与え、基本的な位置づけを決めている。

(2) それに次いで、精神症状、心神耗弱、被害者の落ち度、薬物、計画性、死体遺棄、放火、詐欺・窃盗（未遂を含む）といった量刑因子が、犯情として、刑期の判断に関し、比較的大きな影響力がある（死体遺棄、放火、詐欺・窃盗（未遂を含む）は、通常殺人とともに起訴されているものであるから、犯情を

基礎づける量刑因子と見ることができる)。

(3) 累犯前科、反省、被害者感情、同情の余地については、刑の大枠のなかという制限が付されるものの、一般情状として、刑期の判断に関し、比較的大きな影響力があり、また、再犯可能性、社会的影響、若年、身元引受け・更生支援体制といった量刑因子も、累犯前科、反省、被害者感情、同情の余地に比べると一段低くなるものの、刑期の判断に関し、一定程度影響力があるものと解される。被告人が反省を深め、謝罪や示談を行い、その結果、被害者が宥恕した場合や、また、被告人が反省を深めて、更生支援を期待できる環境が確保されている場合には、被告人に有利な形で判断される傾向がある。

という結論に至った。

今後の課題としては、全体のサンプル数を10倍ぐらいに増やして検証してみるとともに、本分析では、紙幅の関係上できなかつた変数増減法を組み込んだ数量化理論第Ⅰ類による分析を行って、統計的機械学習を用いた量刑予測モデルのアルゴリズムの構築(試論)にまでつなげたいと思う。

## 注

- (1) 最高裁判所が制度施行前に全国の裁判官に配布した「量刑の基本的な考え方について」と題する資料で示されたものの要約である(青木孝之「裁判員裁判における量刑の理由と動向(上)」判例時報2073号(2010年)4頁。酒巻匡「裁判員裁判における量刑の意義」井上正仁=酒巻匡編著『三井誠先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、2012年)876頁~878頁参照)。
- (2) 司法研修所編『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』法曹会(2012年)6頁~7頁、松山昇平「量刑判断過程の分析」原田國男判事退官記念論文集刊行会編著『新しい時代の刑事裁判-原田國男判事退官記念論文集』(判例タイムズ社、2010年)540頁~541頁。
- (3) 本判決では、「量刑判断は、被告人の犯罪行為にふさわしい刑事責任(行為責任)を明らかにすることにあるから、刑量を定める基本は、犯罪行為そのものの重さでなければならず、犯罪行為それ自体にかかわる事情(犯情)が刑量を定めるに当たって一次的に考慮

されることになる。そして、刑罰には、同じような犯罪を予防する目的や被告人を更生させて社会復帰をはかるといった目的もあるので、これらの一般予防、特別予防の点から考慮すべきその他の事情等も考慮した上で、被告人の犯罪行為にふさわしい刑事責任としての量刑判断がなされることになる。もっとも、一般予防、特別予防という刑罰の目的は、行為責任を構成する要素ではなく、量刑判断に当たっての一次的な基準となるものではないから、これらの要素は、行為責任の内容をなす犯情によって決められた量刑の大枠を基本として、これを調整する要素として位置づけられる。以上のとおり、量刑判断の在り方としては、まず犯罪行為それ自体にかかわる事情（犯情）によって量刑の大枠を決定し、次いで、その大枠の中で犯情に属さない一般情状を考慮し、量刑の一般的傾向ないしいわゆる量刑相場等も参照しつつ、最終的な量刑を導き出すことになる」と説示している。本件評釈として、本庄武「判批」新・判例解説Watch14号（2014年）143頁、野村健太郎「判批」刑事法ジャーナル39号（2014年）108頁、判例紹介として、八尋光秀「判批」年報医事法学29号（2014年）144頁などがある。

- (4) 本判決では、「刑の量定は、被告人の行った犯罪行為にふさわしい刑を科することに本質があり、このため、量刑に当たっては、行為責任の原則から、まず犯情（犯罪事実それ自体に関する事実）の評価を基に、当該犯罪行為にふさわしい刑の大枠を設定し、更にその枠内で、被告人に固有の事情等の一般情状に関する事情を考慮して調整した上、最終的な刑を決定するという手法が採られてきた。このような量刑判断の在り方は、裁判員裁判においても、基本的に妥当するというべきである。わが国の刑法は、一つの構成要件の中に様々な犯罪類型が含まれることを前提に、幅広い法定刑を定めている。したがって、行為責任の原則に基づく量刑の大枠を定めるに当たっては、犯罪類型ごとに集積された量刑傾向を目安とすることが、量刑判断の公平性とプロセスの適正を担保する上で、重要となるというべきである。裁判員裁判の量刑評議においても、上記の量刑判断の枠組みの下に、同種事例に関するおおまかな量刑傾向を裁判体の共通認識とした上で、これを出発点として、当該被告人にふさわしい刑について検討することが必要である」と説示している。本件評釈として、宇藤崇「判批」法学教室450号（2018年）143頁、拙稿「判批」判例時報2371号（判例評論714号）（2018年）171頁～177頁（25頁～31頁）。
- (5) 稗田洋洋「裁判員裁判と量刑」松澤伸ほか『裁判員裁判と刑法』（成文堂、2018年）81頁～89頁。
- (6) 井田良『量刑判断の構造について』原田國男判事退官記念論文集刊行会編著『新しい時代の刑事裁判－原田國男判事退官記念論文集』（判例タイムズ社、2010年）466頁。1つの

- イメージとしつつも、「法定刑・処断刑の幅（比較的広い幅）を前提とし（第1段階）、次のステップとして、犯情を中心として類型化された（審判対象となった犯罪が属する）具体的な犯罪グループに対する刑の幅（より狭い刑の幅）を従来の量刑傾向の中から導き出し（第2段階）、その中で具体的な宣告刑を決する（第3段階）のである。第2段階と第3段階の区別は、犯情と一般情状の区別にはほぼ対応するものである（ただ、第2段階の刑の幅の形成にあたり重要な一般情状は考慮されるであろう。」との見解を示している。
- (7) 拙稿・前掲注（4）173頁（27頁）、拙稿「裁判員裁判における殺人罪の量刑基準—有期懲役に関する判断の量刑予測モデル—」日本犯罪社会学会第45大会報告要旨集（2019年公刊予定）。
- (8) 拙稿・前掲注（4）173頁（27頁）。
- (9) 拙稿・前掲注（4）175頁（29頁）。もっとも、実際のデータを得ていないので、ここでは仮説によることに留意されたい。
- (10) 拙稿・前掲注（4）175頁（29頁）。
- (11) 岩井宜子=渡邊一弘「死刑の適用基準—永山判決以降の数量化基準」現代刑事法35号（2002年）78頁以下、同「死刑・無期懲役の数量化基準—永山判決以降の判例分析」専修大学法学研究所紀要28号『刑事法の諸問題VI』（2003年）1頁以下。

〔付記〕本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）若手B「裁判員裁判における殺人罪の量刑判断に関する研究」（課題番号一六K一七〇一四）による研究成果の一部である。